

警視庁遺失物取扱規程

平成 19 年 11 月 15 日

訓 令 甲 第 31 号

存 続 期 間

警視庁遺失物取扱規程（平成元年 11 月 15 日訓令甲第 26 号）の全部を次のように改正する。

（目的）

第 1 条 この規程は、警視庁における遺失物（埋蔵物及び準遺失物を含む。以下同じ。）の取扱いに関し必要な事項を定め、もってその適正を図ることを目的とする。

（準拠）

第 2 条 遺失物の取扱いは、遺失物法（平成 18 年法律第 73 号。以下「法」という。）、遺失物法施行令（平成 19 年政令第 21 号）及び遺失物法施行規則（平成 19 年国家公安委員会規則第 6 号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（警視庁遺失物総合管理システム）

第 3 条 警察署長（以下「署長」という。）は、遺失物の取扱いに際しては、速やかに警視庁遺失物総合管理システム（警察庁と警視庁遺失物センター（以下「遺失物センター」という。）及び遺失物センターと各警察署との間において、遺失物業務に係る情報の送受信を行うシステムをいう。以下「管理システム」という。）に必要事項を入力し、これを効果的に活用するものとする。

（拾得届及び遺失届の受理）

第 4 条 拾得をした物件（以下「拾得物」という。）の提出（以下「拾得届」という。）又は遺失者から物を遺失した旨の届出（以下「遺失届」という。）があった場合は、警察署又は交番等（交番、地区交番、駐在所、派出所及び地域安全センターをいう。以下同じ。）において受理するものとする。この場合、署長は、拾得場所又は遺失場所の管轄区域のいかんにかかわらず、これを受理すること。

2 次の表に掲げる施設に拾得届又は遺失届があった場合は、当該表の区分により遺失物取扱指定所属において受理するものとする。この場合、交番等に準じて遺失物を取り扱うこと。

施設	遺失物取扱指定所属
警視庁本部庁舎	企画課

各運転免許試験場庁舎	各運転免許試験場
交通機動隊、高速道路交通警察隊、自動車警ら隊及び鉄道警察隊の各隊本部庁舎及び分駐所（警察署に併設されている施設を除く。）	各交通機動隊
	高速道路交通警察隊
	各自動車警ら隊
	鉄道警察隊
警視庁飯田橋庁舎	会計課

（拾得届受理時の措置）

第5条 拾得届を受けた場合は、署長（前条第2項の表に掲げる施設にあってはその所在地を管轄する署長。以下同じ。）に報告して指揮を受け、拾得物件預り書（以下「預り書」という。）、拾得物件送付書（以下「送付書」という。）及び拾得物件控書（以下「控書」という。）を作成して、預り書を当該拾得物を提出した拾得者又は施設占有者に交付し、当該物件は、送付書及び控書（以下「送付書等」という。）とともに、次の表の区分により定める送付期限までに署長に送付するものとする。

区分		送付期限
警察署	交番、地区交番、派出所及び地域安全センター	勤務交替時又は勤務終了時
	駐在所	受理の翌日
交通機動隊、高速道路交通警察隊、自動車警ら隊及び鉄道警察隊		勤務交替時又は勤務終了時
企画課及び運転免許試験場		受理から7日以内
会計課		勤務終了時

2 署長は、前項の報告を受けた場合は、直ちに、管理システムによる拾得物件一覧簿への登録（これにより難い場合は、臨時拾得物件一覧簿に所要事項を記載）の上、取扱者に受理番号その他必要事項を指示するものとする。

3 署長は、提出を受けた拾得物が埋蔵物であり、かつ、当該物件が文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定する文化財と認められる場合は、速やかに東京都教育委員会に提出するものとする。

第6条 前条の拾得届を受理する場合においては、拾得者に対して法第27条第1項に規定する費用の償還を求める権利、法第28条に規定する報労金を受ける権利及び法第32条又は民法（明治29年法律第89号）第240条若しくは第241条に規定する所有権を取得する権利（以下「拾得者の権利」という。）について教示するものとする。ただし、

誤って占有した他人の物の拾得者については、費用の償還を求める権利及び報労金を受ける権利がないことを説明すること。

- 2 拾得者に対して、拾得者の権利のうち一又は複数の権利を放棄する意思並びに遺失者に対して、氏名又は名称、住所又は所在地及び電話番号を告知することへの同意の有無を確認した場合は、拾得物件帳簿（預り書、送付書及び控書をいう。以下同じ。）の所定欄に記載及び署名をさせるものとする。
- 3 法第 34 条の規定により拾得者が拾得者の権利を失った者である場合は、拾得者にその旨の説明をするものとする。
- 4 法第 35 条の規定により拾得者が拾得物に対する所有権を取得することができないと認められる場合は、拾得者にその旨を説明するものとする。

第 7 条 削除

（拾得物の公告等）

第 8 条 拾得物の公告、通報及び公表は、次の方法により行うものとする。

- (1) 法第 7 条に規定する公告は、拾得物件一覧簿により行うこと。
- (2) 総務部長は、署長が公告した物件のうち施行規則第 11 条で定める拾得物について、法第 8 条第 1 項に規定する事項を道府県警察の警察本部長に通報すること。
- (3) 総務部長は、署長が公告した物件及び道府県警察本部長から通報を受けた物件に関する情報をインターネットを利用して公表すること。

（遺失者等の調査）

第 9 条 署長は、拾得届に係る物件について、施行規則第 6 条第 1 項及び第 2 項に定める確認及び照会により、遺失者、所有者その他物件回復の請求権を有する者（以下「遺失者等」という。）の発見に努めるものとする。

- 2 総務部長は、署長が公告した物件のうち物件の拾得場所が道府県警察の管轄区域内である場合は、速やかに当該拾得場所を管轄する警察本部長に施行規則第 10 条各号に定める事項を通報するものとする。

（拾得物の保管）

第 10 条 署長は、第 5 条第 1 項の規定により送付された拾得物については、亡失、損傷等为防止するため、施錠設備のある保管庫、倉庫等に保管するものとする。ただし、現金については、原則として、速やかに預託するものとする。

- 2 交番等において受理した拾得物は、署長に送付するまでの間、備付けの遺失物保管庫に保管するものとする。ただし、拾得物の形状、内容等により遺失物保管庫に保管することが適当でないと認められる物件については、直ちに関係書類とともに署長に送付すること。

（遺失届受理時の措置）

第 11 条 署長は、遺失届を受理する場合は、原則として遺失者等が自書した遺失届出書により受理するものとする。

2 署長は、遺失届出書に係る物件について、直ちに、管理システムに登録（これにより難しい場合は、臨時遺失届一覧簿に所要事項を記載）の上、当該遺失届出書に受理番号を付し、施行規則第7条第1項及び第2項に定める確認及び照会により、当該遺失物の発見に努めるものとする。

3 総務部長は、遺失届に係る物件の遺失場所が道府県警察の管轄区域内である場合は、当該遺失届に係る物件に該当する物件が拾得されているときを除き、速やかに当該遺失場所を管轄する警察本部長に施行規則第5条第2項各号に掲げる事項及び遺失者の氏名又は名称を通報するものとする。

（拾得物の返還）

第12条 署長は、保管中の拾得物の遺失者等が判明した場合は、速やかに当該遺失者等に物件の概要を通知して返還するものとする。この場合、交番等において保管中の拾得物については、署長の指揮を受けて返還すること。

2 署長は、遠隔地に居住するなど警察署を来訪することが困難であると認められる遺失者等から拾得物の返還を求められた場合は、当該拾得物の遺失者等であることが確認され、かつ、遺失者等の申出があるときに、送付するものとする。

（拾得物の売却）

第13条 署長は、法第9条第1項本文又は第2項の規定により拾得物を売却した場合は、物件売却書を作成するとともに当該物件に係る送付書等の現金欄に売却代金から売却に要した費用を控除した残額及び売却月日を朱書するものとする。

（拾得物の廃棄等）

第14条 署長は、法第10条の規定により拾得物を廃棄（その他の処分を含む。）する場合は、物件処分書を作成するものとする。この場合、あらかじめ権利者（所在の判明しない者を除く。）にその旨を通知すること。

（拾得物の保管転換）

第15条 署長（島部警察署長を除く。）は、遺失者等が判明しない拾得物について、次の表の保管転換時期に達した場合は、送付書により遺失物センターに保管事務の移管（以下「保管転換」という。）をすることができるものとする。

区分	保管転換時期
拾得物 （埋蔵物を除く。）	受理した日の翌日から起算して、14日を経過しても遺失者等が判明しないとき。
埋蔵物	所有者等の調査を終了した日の翌日から起算して、14日を経過しても遺失者等が判明しないとき。

（拾得物の引渡し）

第16条 法第32条又は民法第240条若しくは第241条の規定により拾得物の所有権を取

得した者（以下「権利取得者」という。）への拾得物の引渡しは、原則として遺失物センターにおいて行うものとする。ただし、島部における拾得物の引渡しは、島部の当該警察署において行うこと。

- 2 遺失物センター又は島部警察署を来訪することが困難であると認められる権利取得者に拾得物を引き渡す場合は、第 12 条第 2 項の規定を準用するものとする。この場合、「遺失者等」とあるのは「権利取得者」と読み替えること。

（費用の請求）

第 17 条 署長は、拾得物の返還又は引渡しを行う場合において、当該物件の保管等に要した費用があるときは、当該拾得物の返還を受ける遺失者等又はこれを引き取る権利取得者に請求することができる。

（東京都等に帰属した拾得物の処理）

第 18 条 総務部長は、法第 37 条の規定により保管中の拾得物の所有権が東京都又は国に帰属した場合は、次の手続をとるものとする。

（1）東京都に帰属したときは、歳入の手続きをとること。

（2）国に帰属したときは、関係機関に引き渡すこと。

（拾得物の亡失、損傷等の報告）

第 19 条 署長は、保管中の拾得物の亡失、損傷等の事故があった場合は、直ちに総務部長（遺失物センター経由）に報告するものとする。

（特例施設占有者の申請）

第 20 条 署長は、施設占有者から施行規則第 28 条に定める申請書を受理した場合は、速やかに東京都公安委員会（会計課長経由）に提出するものとする。

（施設占有者等に対する指導及び助言）

第 21 条 署長は、法第 2 条第 6 項に規定する施設占有者及び法第 17 条に規定する特例施設占有者（以下「施設占有者等」という。）に対し、遺失者等及び拾得者の権利の保護及び利便の向上を図るため、必要な指導及び助言を行うものとする。

（施設占有者等に対する指示）

第 22 条 署長は、法第 26 条に規定する指示（以下単に「指示」という。）を要すると認めた場合は、速やかに総務部長（遺失物センター経由）に報告をするものとする。

（特例施設占有者の保管物件の取扱い）

第 23 条 署長は、特例施設占有者から保管物件届出書の届出を受けた場合は、第 8 条及び第 9 条の規定を準用するものとする。この場合、「拾得物件一覧簿」とあるのは「特例施設占有者保管物件一覧簿」と読み替えること。

（電磁的記録媒体等による受理）

第 24 条 署長は、施設占有者等から電磁的記録媒体によるデータ提出を受けた場合は、当該データを印字出力し、記載事項を確認した上で物件を受理するものとする。電子メールによりデータの提出を受けた場合も同様とする。

(備付帳簿)

第 25 条 警察署及び交番等には、施行規則に定める帳簿のほか、遺失物の取扱いに必要な帳簿を備え付けるものとする。

(総務部長への委任)

第 26 条 この規程の実施について必要な細部事項は、総務部長が定めるものとする。

附 則

- 1 この訓令は、平成 19 年 12 月 10 日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の警視庁遺失物取扱規程に基づく様式用の紙のうち、拾得物一覧簿については、この訓令に基づく様式の用紙とみなし、なお当分の間使用することができる。
- 3 警視庁における遺失物に関する事務を行わせるため、当分の間、遺失物センター所長は、別段の辞令を発しないで併せて遺失物センターの事務所の所在地を管轄する警察署付に任命されるものとする。